

日本事情
社会を読む

本书获得中央高校基本科研业务费专项资金资助（项目编号：2015ZX07）
The study was supported by “Special funding project of independent
scientific research plan(social science) of JiangNan University.No.2015ZX07”

日本报刊文章 阅读与评述

管纪龙◎编著



上海交通大学出版社
SHANGHAI JIAO TONG UNIVERSITY PRESS

内容提要

本书内容主要涉及日本社会的五大板块,分别为:老龄化现象与策略、亟待解决的男女平等问题、日本少子化及影响、日本社会劳动问题及劳动体制改革、日本教育相关问题及其改革动向等。本书侧重选材方面的突出性和代表性,旨在向我国日语专业学习人员、从事日本社会研究的人员提供一些较为鲜活和有价值的资料,并结合作者自身的研究观点加以评论,以期起到抛砖引玉之效。

图书在版编目(CIP)数据

日本报刊文章阅读与评述 / 管纪龙编著. —上海:

上海交通大学出版社, 2019

ISBN 978-7-313-21899-5

I. ①日… II. ①管… III. ①日语-阅读教学-
自学参考资料 IV. ①H369.4

中国版本图书馆 CIP 数据核字(2019)第 191040 号

日本报刊文章阅读与评述

编 著: 管纪龙

出版发行: 上海交通大学出版社

邮政编码: 200030

印 刷: 江苏凤凰数码印务有限公司

开 本: 710mm×1000mm 1/16

字 数: 194 千字

版 次: 2019 年 10 月第 1 版

书 号: ISBN 978-7-313-21899-5

定 价: 49.00 元

地 址: 上海市番禺路 951 号

电 话: 021-64071208

经 销: 全国新华书店

印 张: 9.75

印 次: 2019 年 10 月第 1 次印刷

版权所有 侵权必究

告 读 者: 如发现本书有印装质量问题请与印刷厂质量科联系

联系电话: 025-83657309

前 言

日本是亚洲国家的一员、中国的近邻。由于历史的原因,一部分中国人对其抱有复杂的感情。而日本作为亚洲的发达国家,其发展和改革动向又同时为我国社会发展提供了可参考的模式和方向。纵观国内,尽管领域有所分工,我们对日本的研究可谓具体而卓有成效。然而随着经济全球化和互联网全球化的发展,传统的纸质资料研究模式已经无法及时跟进并准确把握社会发展的动向和脉络。因此,探寻新的研究切入点并与时俱进地尝试新的研究方法也成为学术研究领域改革和发展的动向之一。

记得几年前笔者进京出差,顺便跟北京一家外语类出版巨头的编辑朋友闲聊时谈到了当今市面上的几类日语教材。闲谈中我们得出的一致观点就是,因为网络全球化的发展,学生们在获得语言知识的广度和时效上都远远超出了我们的想象,那种以传统“搬运工”式传播日本语言和社会点面知识的传统类教材必将逐渐淡出视野。也正是在这次和朋友交流的观点碰撞中,新的研究思路开始逐渐明晰,新的研究方向亦开始确定。《日本报刊文章阅读与评述》也正是在这样的思路影响下应运而生的。

本书抛开日语专业学习用书的样式即侧重单词、语法的注释和语法讲解的教材式书刊,追求文章之间的内在联系和文章所凸显的社会意义。本书作者认为,根据这五年来日本各大社会媒体的呼吁频率或关注程度,可以把日本社会问题归纳为五大类。而且这五大类社会问题的存在、发展及改革动向都或多或少能为我国类似社会问题的解决和应对提供一定的参考依据。鉴于此,作者对选用文章统一去除了单词和语法的注释,因为过多的单词和语法注释会削弱文章本身的社会研究价值。然而,国内读者的阅读兴趣丰富多样,为了照顾到日语初学者或没有接触过日语的社会研究者或对日本社会感兴趣的国人读者,作者对每一篇文章都

做到了精确对译,对个别的日语专有名词还做了注释,以化解读者在阅读过程中的困惑。每章最后还设有一两个可供读者进一步思考的问题。本书如能为读者提供些许的启智帮助,笔者将不胜荣幸。

应该说《日本报刊文章阅读与评述》是作者关注日本媒体十几年来想通过时事报刊文章来研究日本社会问题的一个初步尝试,当然从立意和选材上还有不尽如人意的地方,在翻译和评述方面如有不当之处,恳请广大读者批评指正。

目 录

第 1 章 老龄化现象与策略	1
1.1 高龄被告不断增加,急需社会对策	3
1.2 死亡高峰来临,课题研究需要跟进	6
1.3 “葬礼”大降价,孤独死缘何成为标配?!	10
1.4 老年人的易怒和暴力,我们该如何面对?	16
第 2 章 亟待解决的男女平等问题	27
2.1 不想结婚还是不能结婚? 摇曳不定的职业女性	29
2.2 女性管理职位持续低迷,需要新立场对策发威	34
2.3 别姓制度,能否清除女性当前的工作障碍	37
2.4 选择性夫妻别姓制度,到底动了谁的“蛋糕”	42
2.5 女子大学日渐衰败,男女共校可供借鉴	52
第 3 章 日本的少子化及其影响	57
3.1 日本人“无性”风潮,是少子化现象之源头	59
3.2 不尊重女性,别怪孩子没人生	67
3.3 与其幼保无偿化,不如平等解决儿童入园问题!	71
3.4 少子化时代的二流大学,到底该何去何从?	74
第 4 章 日本社会劳动问题和劳动体制改革	79
4.1 面对劳动合同法修订实施,各大车企避重就轻	81
4.2 在“5 年规则”改革下,国立大学也不得不断腕求生	87
4.3 放弃弹性工作扩大改革,综合改革法案将寸步难行	89
4.4 身为劳动者不受尊重,身心俱疲的非正式员工	92
4.5 劳动方式改革混乱,政府责任首当其冲	102
4.6 过劳死有增无减,对“过劳社会”敲响警钟	105

第 5 章 日本教育相关问题及其改革动向	113
5.1 导入“小初一贯制”,有必要分析其效果和面临课题	115
5.2 大学入学考试改革,从知识偏重到学力评价是否可行?	118
5.3 附条件的大学教育无偿化,有干涉大学发展之嫌	121
5.4 大学入试英语科目改革,可能会影响教育公平和公正	124
5.5 学历社会的日本,一言难尽对学历的爱恨情愁	127
5.6 因打工而无法毕业,奖学金制度是罪魁祸首	144
参考文献	150

第1章 老龄化现象与策略

日本老龄化发展可谓迅速而惊人。20世纪70年代,日本老龄人口仅占社会总人口的7%,但20年后的90年代,老龄人口则占日本总人口的12%。到2000年,日本高龄人口占总人口的17.3%,2017年日本的老龄人口为3 515.2万,占日本总人口的27.7%……。在日本老龄化问题不断加剧的进程中,解决养老和医疗是首先面临的问题,除此之外的其他诸如治安、后事处理等社会问题也不得不考虑解决。不可避免的是,中国的老龄化速度也在加剧发展,截至2017年,我国65周岁以上老龄人口占比为11.4%,这表明中国已经进入老龄化社会。中国由于地域辽阔且经济发展不平衡,像大都市、沿海开放城市等经济发展迅速、人口过度集中的城市将率先步入区域人口老龄化。所以老龄化的区域性突出问题将是我们解决老龄化问题过程中不可忽略的一个难题。如前所述,老龄化问题除了养老和医疗等国际社会共性问题之外,还有着由于老龄本身带来的一系列问题。本章将就近年来,日本媒体上频现的老龄犯罪、死亡与孤独死、老龄易怒和暴力倾向等关键词来介绍老龄化问题日益集中的日本社会,并试着探讨老龄化问题的预防对策和防范机制。

1.1 高齢被告不断增加, 急需社会对策

原文

被告の高齢化 認知症の増加に備えを

被告に認知症の疑いがある場合、審理をどう進めるべきか。重い課題を突きつけた刑事裁判だった。

青酸化合物による連続不審死事件で殺人罪と強盗殺人未遂罪に問われた筧(かけひ)千佐子被告(70)に、京都地裁は今月7日、死刑を言い渡した。精神鑑定で、被告は「軽症のアルツハイマー型認知症」と診断された。

計38回にわたった公判で、被告は「私が殺(あや)めた」と述べながら、「殺したイメージがわからない」とも発言。裁判員から反省の意思を問われ、「失礼です」と激昂する場面もあった。

弁護側は「訴訟能力も責任能力もない」として、無罪を主張していた。判決は、犯行時に善悪を判断する責任能力があり、訴訟能力も問題ないと結論づけた。弁護側は控訴した。

審理には6人の裁判員が加わった。求刑は極刑だ。結論を導くのは難しかったに違いない。

判決後、会見に応じた裁判員は「認知症に関しては、専門の先生がある程度結論を出さないと判断しにくい」と述べた。

重く受け止めたい。

罪を犯して刑務所に再び入る率が、他の年齢層に比べて高いのをどう下げていくか、そのために刑務所内外でどんな支援が必要かなど、高齢化で司法が直面する課題は多い。捜査・公判段階では、被告が自らの立場を防御する権利にかかわり、早急に対策を考える必要がある。

法務省の統計では、交通事故などを除き、昨年起訴された約11万8千人のうち65歳以上は約11%を占めた。10年前は約5%で、被告の高齢化は進む。

10月、介護していた長男を殺害したとして殺人罪に問われていた80代の女性について、大阪地検が公訴を取り消した。精神鑑定で訴訟能力に疑問がもたれて公判を停止し、これからも回復の見込みがないと判断した。

今後、裁判員が認知症やその疑いがある被告と向きあい、判断を迫られる事例が増えるだろう。公判中に認知症が悪化することも考えられる。医療関係者がより裁判にかかわる仕組みなど、十分な判断材料を提供する工夫が今

以上に求められる。

刑事事件の精神鑑定に関わる慶応大医学部の村松太郎准教授は「被告の症状がどの程度であれば、訴訟能力があると認めるのか。司法の要請に応えられる態勢を医学界がとれるか。実務者がコミュニケーションを深める必要がある」と話す。

各地の裁判所や検察、弁護士会が精神科医を交えた議論の場を設けるなどして、まず課題を共有することが急務である。

译文

如果被告疑似患有阿尔茨海默病，那审理应该如何进行？这是摆在刑事审判中的重要课题。针对用氰化合物导致连续非正常死亡事件的被告人笈千佐子（70岁），京都地方法院于本月7日以杀人罪和抢劫杀人罪（未遂）判处该被告死刑。后在精神鉴定中，被告被诊断为“轻度阿尔茨海默病”。

在总计38次的公审中，被告一遍一遍陈述“我杀人了”，然而又陈述说“我没有杀人的印象”。当被审判员问及有无反省的意思时，有时会情绪激动地说“太没礼貌了”。

辩护方以“既无诉讼能力也无责任能力”，主张无罪。判决则认为，（被告）实施犯罪时有判断善恶的责任能力，诉讼能力也没问题。辩护方提起了上诉。

6名陪审员参与了审判。要求判处极刑。得出这个结果肯定非常不易。

判决后，出席记者见面会的陪审员表示：“有关阿尔茨海默病，如果专业医生不在某种程度上给出结论的话会很难判断。”这一点我非常认同。

相比其他年龄段，因犯罪再次进入监狱的比率居高不下，我们该如何应对、监狱内外还需要何种支援措施等，司法在直面高龄化问题上有待解决的问题还很多。在搜查、公审阶段等有关被告的自我防御权利等的保护上，有必要尽早制定相应措施。

据法务省统计，除去交通事故，去年（2016年，译者注）被起诉的约11万8000人中，65岁以上的约占11%。与十年前的约5%相比，被告的老龄化正加速进行。

10月，针对因杀害被照料的长子而以杀人罪问罪的80岁高龄女性，大阪地检取消了公诉，是因为精神鉴定对其诉讼能力持有怀疑，并且判断为今后无恢复的可能。

今后，陪审员面对阿尔茨海默病患者或疑似阿尔茨海默病患者的被告而被迫做出判断的事例可能还会增加。还要考虑到在公审中阿尔茨海默症患者病情加重的情形。要努力建立相关医疗人员进一步参与审判的机制，提供充分判断资料。

从事刑事案件精神鉴定的庆应大学医学部村松太郎副教授认为：“被告的症状在何种程度被认为有诉讼能力，医学界是否能够应对司法的请求等，实务工作

者有必要加深沟通和交流。”

当务之急是各地法院、检察机关、律师协会设立有精神科医生参与的讨论平台等,以共同探讨该课题。

评述

高龄犯罪,有普通犯罪者的共性,也有老年人的特性。特性的其中之一就是老年痴呆症导致的高龄犯罪,另一个是由于老无所养导致的高龄犯罪。老年痴呆症正式名称是阿尔茨海默病。2012年日本老龄者3 079万人中,轻度阿尔茨海默病患者(MCI)为400万人,阿尔茨海默病患者为462万人。预计到2025年,日本老龄人群将达到3 657万人,预计届时的MCI将达到584万人,阿尔茨海默病患者为730万人,二者合计将达到1 300万人。也就是说6年后日本总人口每十人中,将有一名阿尔茨海默病患者,这一庞大的数字不得不引起全社会的高度重视。如文章所言,日本患阿尔茨海默病的犯罪嫌疑人的精神鉴定也必然是未来司法系统不得不直面的问题。另一方面,由于日本的“无缘社会”之风蔓延,老无所依、老无所养的人不断增加,抱有“与其飘零在社会上无依无靠,不如通过犯罪,给自己找寻一个能够安身养老的固定场所”想法的老人也不断增加。

纵观我国,早在2002年9月22日广州日报就曾报道:我国65岁以上老年人阿尔茨海默病患病率平均为5.21%,75—85岁老年人患病率达到15%—20%,85岁以上的老年人患病率可高达30%左右,相当于85岁以上老年人中每3个人就有1位患此病。截至2015年,我国阿尔茨海默病患者约600万,且每年以30万人数的比例在上升。另外,阿尔茨海默病好像跟年龄高低成正比,随着人口群体的老龄化,刑事犯罪中将有相当一部分属于阿尔茨海默病患者犯罪嫌疑人或犯罪人。而在此前提下相关司法配套实践也势在必行。日本率先向社会抛出了阿尔茨海默病患者在老龄犯罪中存在的社会问题,也为我国即将到来的老龄化社会问题敲响了警钟。为充分保障被告人的人权,无论在审判环节中的诉讼能力问题还是审判后判决执行的问题都需要社会预先评估并提出问题解决策略。

1.2 死亡高峰来临,课题研究需要跟进

原文

——多死の時代に変わりゆく現状や課題

東京では、火葬場や斎場がかつてないほど混み合っている。東京都福祉保健局によると、都内の年間死亡者数は約11万人。毎日平均300人以上が亡くなっている計算だが、都内の火葬場は26カ所(うち8カ所は島しょ部)。保冷庫はつねに遺体で満杯だ。高齢者の体力が低下する冬場、とくに年末年始を挟んだ12月、1月の混雑が著しいという。

火葬場不足の背景には、新たな火葬場建設が難しいという事情がある。火葬場建設計画が持ち上がっても、土地のイメージが悪くなるとして地元住民が反対するケースが多い。

人口59万人を抱える埼玉県川口市には公営の火葬場がない。火葬場建設をめぐる住民の反対運動が根強かったためだ。結局、自然公園と高速道路のパーキングエリアに火葬場が併設されるという異例の決定がなされ、現在建設工事が進められている(2018年稼働予定)。火葬場が増設しにくい状況のなかで、各自治体が講じているのが「受け入れ時間の延長」だ。東京都の南多摩斎場は午前中の火葬を引き受けることで1日の火葬数を17件から27件まで増やした。八王子市斎場では年末年始や一般的には葬儀が避けられる「友引」の火葬を引き受けることに。大阪市では、現在10時から4時までとしている火葬を前後に数時間ずつ延ばすことが検討されている。さらに現在は火葬後、炉の前でお骨を拾うのが一般的だが、別の場所に移してお骨を拾うことで、炉の回転率を向上させるという。

混み合う火葬場の順番待ちをしている間、遺体はどこに安置しておけばいいのか? ニーズに目をつけた新しいビジネス——「遺体ホテル」がすでに首都圏、大阪などに出現している。

大阪北区の「ホテル・リレーション」は、2012年に開業。築30年のホテルをリニューアルした。代表の栗栖喜寛さんは、これからやってくる多死社会を見据えてこの業界に参入したという。「今後、葬儀難民が増えるだろう。経済的にも負担が少ない見送り方を提案したいと思った」と開業の動機を語る。

このホテルの役割は遺体を安置するだけではない。遺族が宿泊することもでき、施設内で通夜や告別式を営むことも可能だ。日本消費者協会による

と、葬儀費用は平均約200万円。だが、この遺体ホテルでは遺体の搬送、安置、通夜、告別式、火葬までを組み込んだプランが45万円程度で用意されている。通夜や告別式を省略することもでき、最小限の“見送り”をする場合、料金は20万円を下回る。

一方、多死社会を前に、自分の遺体を大学医学部の解剖実習のために提供する「献体」の登録者数が増えている。篤志解剖全国連合会によると、現在の登録者数は26万人を超え、30年前の4倍になった。1985年当時、解剖実習に使われていた遺体はその半数が警察から提供される身元不明遺体だったが、現在はほぼ100%が献体だという。

献体希望者は生前、医科や歯科大学に登録しておく。その際、2人以上の肉親の同意が必要となる。登録者が死亡すると遺体は大学へ運ばれ、防腐処理に3~6か月、解剖学実習に3~7か月が費やされる。すべてが終わると火葬され、遺骨は遺族へと返還されるというのが一般的な流れ。遺体運搬や火葬の費用は大学側の負担で、遺骨を大学の納骨堂に納めることも可能だ。

献体には「火葬費を負担しなくて済む」「墓を残さなくて済む」という経済的なメリットもあるが、それだけが希望者増加の理由ではなく、独居老人の増加も増加の理由になると指摘される。

译文

在东京,火葬场和祭奠场所的拥挤程度前所未有。据东京都福祉保健局介绍,都内每年死亡人数约为11万人,按此计算平均每天死亡300人以上。而都内的火葬场为26处(其中的8处在岛屿部),其中冷库也是因遗体而爆满。高龄老人体力低下的冬季,特别是横贯年末年初的12月和1月尤为明显。

火葬场不足的背后原因在于新火葬场的建设遭遇尴尬。即使有火葬场的建设计划,但地方居民担心影响当地形象而表示反对的案例也不少。

拥有59万人的埼玉县川口市就没有公营的火葬场。其根本原因就是对于火葬场建设,居民反对强烈。最终破例决定在自然公园和高速公路的停车场区域同时设立火葬场,现在正在建设中(预计2018年投入运营)。在火葬场增设困难的情况下,各自治体谋求“延长接受时间”。东京都的南多摩祭奠场通过承担上午的火葬将每天的火葬数由原来的17件增加到27件。八王子市的祭奠场则接受年末年初、一般避免举行葬礼的“不宜出殡日”的火葬。大阪市正在研究把现在的10点到4点的火葬时间前后各延长数小时。特别是现在通常是在火葬后习惯在火葬炉前捡拾遗骨的仪式,也计划转移至其他场所捡拾,以提高火葬炉的周转利用率。

在拥挤的火葬场等待期间,遗体可存放于何处呢?看准这一需求的新商

机——“遗体宾馆”已经在首都圈、大阪等地悄然出现。

大阪北区的“宾馆·关系”于2012年开业。是由一家有着30年房龄的宾馆改造而成。其负责人栗栖喜宽坦言是瞄准了今后到来的多死社会商机才进入该行业的。关于开业动机，他如此解释：“今后，葬礼难民应该会增加。我就是打算提供一个经济上负担少的送别方式。”

该宾馆的作用不仅仅是安置遗体，还可以供遗属住宿、在该设施内守夜或举行遗体告别仪式。据日本消费者协会统计，葬礼费用平均为200万日元。但在该遗体宾馆，包含遗体搬送、安置、守夜、告别仪式、火葬在内的套餐为45万日元。还可以省略守夜和告别仪式，如果采用最简单的送别的话，费用将低于20万日元。

另一方面，在“多死社会”面前，把自己的遗体提供给大学医学部供解剖实习的“献体”的登记者人数也不断增加。根据笃志解剖全国联合会介绍，现在的登记者超过26万人，是30年前的4倍。在1985年，用于解剖实习的遗体之半数都来自警察局提供的身份不明的遗体，而现在几乎100%为捐献。

遗体捐献一般流程为：捐献者在生前向医科、牙科大学登记。登记时，需要有2名以上的亲属同意。登记者死亡后遗体被运往大学，做3—6个月的防腐处理，再被用于3至7个月的解剖实习。所有这些结束后，遗体将被火葬，遗骨也将返还给其遗属。遗体搬运费用和火葬费用由大学方面承担，也可以将遗骨安放至大学的纳骨堂。

捐献遗体有着“不用承担火葬费”“也不用留有墓地”等经济上的优点，但这并不是遗体捐献志愿者增加的唯一理由，独居老人的增加也是遗体捐献者增加的理由之一。

评述

由于高龄化的加剧，死亡也成为不得不面对的社会问题。在日本，由于丧葬费普遍高昂以及人口集中地区殡仪馆的处理能力不足，导致人死后无法及时接受丧葬服务，出现了“死不起”“不敢死”等社会问题。据日本消费者协会统计，全国葬仪费用平均为200万日元（折合人民币13万左右），单纯从丧礼举办上来讲的确是不少的数字，这就是日本普通民众“死不起”的真实写照。死后会不会被人按自己所想的殡仪程序处理，或死后会不会被人关心，则为“不敢死”。另据日本新闻媒体报道，近年出现的孤独死的年轻化，将成为未来死亡的“标配”模式。年过四旬还无依无靠的人正逐渐增多，从一个人上班、一个人回家、一个人卡拉OK、一个人吃饭到一个人睡觉、一个人在不知不觉中死去，这也是“无缘”社会的一种侧面反映。“无缘”社会、老龄化以及独身（不婚）主义风潮的蔓延，是日本社会现在和未来相当长一段时间内不得不面对的社会难题。这些难题最终都会统一在对身后事

情的处理上,而如何快速高效地解决死后的一系列社会问题已成为日本今后相当长的一段时间内都难以解决的问题之一。

关于死亡后续事情的处理,日本社会的主要思路一是鼓励民营力量进入殡葬产业,如开设具有一定社会福利性质的“遗体宾馆”;另一个思路则是提倡以遗体捐献的方式来破解死亡后无钱或无法及时安葬的问题。在遗体宾馆、高龄遗体捐献程序以及后续处理方面,日本正在探索适合其本国国情的问题解决思路。而在中国,尽管大多数地方迄今还保留着较为传统的养老和身后事处理模式,但也希望日本的做法和经验能为中国未来解决老龄化社会中老年人“集中”死亡这一社会问题提供可以借鉴的处理思路和处理措施。

1.3 “葬礼”大降价,孤独死缘何成为标配?!

原文

「お葬式」格安時代 「孤独死」がスタンダードになる!?

70歳を超えてから「いつ死ぬか分からないから、それ相応に準備しなければ」と思うようになった。お葬式も、その一つである。

死んじゃったらお葬式なんってどうでもよい、と思うが、家族は「やらない」と世間体が悪いと思うのだろう。そうなると、結構、カネがかかる。

火葬、斎場、読経、戒名……。昨年1月、日本消費者協会が行ったアンケートの結果では、葬儀費用の全国平均は195万7,000円。そんなカネ、どこを探しても見つからない!という人も多いだろう。

昨年末「お葬式は安くていい」という新聞広告を見つけた。一見広告みたいだが、簡単のに言えば、格安葬儀のご案内である。

火葬のみで、ともかく費用を抑えたい!という方に「小さなお別れ葬14万5,000円」をお勧めします。通夜をせず、告別式だけの「小さな1日葬34万3,000円」はいかがでしょうか? といった調子で、安上がりの「お葬式」を紹介している。

90歳を超え、友人・兄弟はすでに亡くなり、ここ10年間は老人ホームに入居。近所付き合いもほとんどない。お葬式に呼ぶ人もほとんどいない。こんなケースでは、確かに「お葬式は安くていい」。

ごく近い人たちだけで、故人との最後の時間をゆっくりと過ごしたいなら、むしろ、お葬式は邪魔だろう。参列者への対応や雑事に振り回されずに「小さな火葬式」で済みます。これを「直葬」と言うそうだが、それなら、経済的負担も少なくて済む。

この広告を出した「安い葬式」の業者は、寺の手配もしてくれる。「寺院手配料金は全国一律5万5,000円」。確かに安上がりである。

実は「お葬式」は社会問題になっている。葬式代が払えないからという理由で親族の遺体を放置して、死体遺棄罪に問われるケースが増加しているのだ。戸籍法は同居親族などに対し「死後7日以内の死亡届提出」を義務付けている。

放置する人たちの多くが生活困窮者である。同居する老いた父や母が自宅で突然亡くなり動転する。葬式代を負担することを恐れ、ひそかに遺体を抱え込んでしまうのだ。こんな「犯罪」が全国で起こっている。

この「安い葬式代」の新聞広告は、もしかすれば「死体遺棄罪」を未然に防ぐことになるかもしれない。

あまり知られていないが、生活保護受給世帯なら葬式の費用の負担なく、故人を送り出すこともできる。「葬祭扶助」は生活保護に基づく制度で「直葬」に必要な費用として最大約20万円を自治体が補助する。2015年のデータでは、年間4万件、この制度が利用されている。

生活困窮者は社会的に孤立しているので、情報不足だ。「お金がないから、葬儀ができない」と思い込んでいる人も多いのだろう。心配するな！誰でも、お葬式はできるのだ。

しかし、もっと深刻な社会問題は「孤独死」である。内閣府の高齢社会白書(15年版)によると、一人暮らしの65歳以上の高齢者数は、1980年は88万人だったのに対し、10年には479万人に増加した。35年には762万人に達する見込みだ。

「誰にもみとられることなく自宅で死亡する孤独死」は急増する運命である。大まかな数字だが、年間約3万人が「孤独死」している。核家族化や少子化、生涯未婚率の上昇など原因はいくつもある。

そこで、問題が次々に起こる。まずは「衛生」である。死後数週間以上経った孤独死の現場は、傷んだ遺体に充満する腐臭、害虫の発生などで凄惨を極める。原状回復に床や畳の張り替え、風呂やトイレのリフォームなどが必要となり、賃貸住宅であれば、多額の費用が貸主の負担となる。

次は「カネ」である。「墓地、埋葬等に関する法律」というものがある。そこには「死体の埋葬または火葬を行うものがないとき、または判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない」と定めている。

市町村によって違うとは思いますが、一般的には生活保護法の規定などに準じ、選定した葬祭業者が(1)遺体の搬送(医療機関、警察署から遺体を引き取り安置する場所まで搬送。安置した場所から火葬場へ搬送)(2)死亡診断書、死体検案書の受領(3)死亡届の提出(4)火葬の予約(5)遺骨の搬送ーなどを行う。カネがかかる。

次は、どこに「埋葬」するかである。火葬後、引き取る人がいない「無縁遺骨」をどうするか。骨つぼに納めた上で、市町村営霊園の合葬施設で保管する。引き取り手が現れたケースは少ないから、ドンドン増えていく。ともかく「孤独死」は重大な問題である。

気になることがある。孤独死が40～50代の現役世代に広がっていることだ。

その原因は、一つ目は結婚していない人、家族を持たない一人暮らしが急速に増えていること。二つ目は「非正規雇用や派遣社員の増加」。かつては、